ボランティア規約
本規約は、あおぞらマラソン実行委員会のマラソン大会、ランニング・ウォーキングイベントにスポーツボランティア 活動に従事する方が同意・順守するべき項目について定めたものです。
第 1 条（活動の目的）
主催者は、スポーツボランティア活動において、ボランティア業務に従事する方々に対して、ボランティアスキル 向上、ボランティア精神の好ましい発展に寄与し、そのことを通じて、地域社会の健康増進とスポーツ文化の 育成に貢献することを目的とします。

第 2 条（主な活動）
本大会の運営サポート一般の具体例は次の通りです。コース走路監視・安全確保係り、メディカルスタッフ補 助係り、給水係り、会場設営撤去係り、計測補助係り、受付係り、会場案内係り、ゴールテープ係り、完走 証発行係り、ランナー先導及びペースメーカー係り、ランナー最後尾伴走（スイーパー）係り、写真撮影係 りなど。 なお、ボランティア参加者の各役割は希望選択方式ではなく、大会本部が決定した役割に従事をしていただく必要があります。参加者はその役割に従事してください。

第 3 条
（ボランティア資格の取得） ボランティア活動希望者は、ボランティア事務局へ参加希望を申入れ、事務局が指定する個人情報を提供 し登録が完了した時点をもってボランティア資格を有します。

第 4 条（遵守事項）
ボランティアスタッフは、ボランティア活動の目的が達成されるよう、誠意をもって活動に当たらなければなりませ ん。活動中に知りえた活動先の経営情報等を、他へ口外してはなりません。ボランティアスタッフの立場を利用した第 3 者への個人的な営業を行ってはなりません。
第 5 条
（ボランティア資格の喪失） 1.活動内容による喪失 第 6 条規定の遵守事項に違反し、大会及び主催者の名誉や信用を損なう行動や発言が認められた場合、 大会は資格喪失の勧告を行います。勧告されたスタッフは勧告された時点を以ってボランティア資格を失います。
2.その他の喪失 その他、ボランティア本人からの申し入れにより主催者が同意した場合資格喪失となります。 本規定に定めが無い事柄で検討が必要な場合は大会主催者が決定します。
第 7 条（その他）
1.ボランティア参加者へは大会事務局より大会が近付きましたら詳細条件を提供します。

なお、交通費として一律全参加者へ1000円または2000円相当のクオカードを支給します。（現金の場合もあります）
2.ボランティア参加者が未成年である場合は、必ず保護者の同意を本人が得なければなりません。別途「ボ ランティア登録・保護者同意書」を提出する必要があります。

第7 条（規約の改定）
本規約を改定する場合、大会主催者が起案・改定し、適宜ボランティアの方々へ通知します。

第8 条（施行日）
本規定は、平成30年4月1日より施行する。

平成31年3月20日一部改正